

国庫債務負担年限等に関する考え方について（案）

第1回専門委員会に示したとおり、本専門委員会においては、国及び独立行政法人等の ESCO 事業導入に向け、具体的な普及方策等の検討を実施することに加え、ESCO 事業における「国庫債務負担年限の見直しの必要性」及び「省エネルギー改修事業の定義の変更の必要性」について検討を行い、その結果を第2回環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）に報告することとしている。また、検討会においては、本専門委員会の報告を踏まえ、法の施行状況等の検討に含めて、結論を得ることとしている。

これら2つの検討内容に関する考え方（検討会への報告案）は、以下のとおり。

1. 国庫債務負担年限の見直しの必要性に関する考え方

環境配慮契約法第7条の規定により、国の機関においては ESCO 事業の契約に当たり、10 箇年度以内の債務負担が可能（通常は5箇年度）となっているところである。

他方、平成24年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」において、「ESCO 事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う」こととされている¹。このため、債務負担年限の見直しの必要性に関する考え方について、本専門委員会の考え方をとりまとめることとする。

（1）債務負担年限に関する状況等

国及び独立行政法人等における ESCO 事業に係る契約締結実績（[資料2](#)参照。）及び ESCO 事業者に対するアンケート調査（[資料4](#)参照）における現行の債務負担年限（10 箇年度）に関する状況等を整理すると、以下のとおりである。

- 国及び独立行政法人等の調達者側への調査によると、平成20年度以降に実施したフィージビリティ・スタディにおいて、ESCO 事業の導入可能性が低い又は困難であると判断された事例のうち、事業期間が10年より長い場合には事業として成立する可能性があることとされた事例は1件のみであること
- ESCO 事業者に対する調査によると、現行の国の機関における債務負担年限である10箇年に関する意見については次のとおり。
 - ・ 債務負担年限10箇年への意見で最も多い回答は「わからない」（約4割）であり、その理由について回答したすべての事業者が、事業内容や業務形

¹ 債務負担年限は10年から15年に延長との意見。

態に依拠するため年限について一概に判断できないとしていること

- 10 箇年が「適切な長さ」又は「長い」とする意見は約 3 割であり、「短い」とする意見と同数であること
 - 「わからない」又は「長い」とする回答の理由として、事業期間が長い場合は、リスクが増えるとの意見があること
 - 約 3 割の事業者が現行の 10 箇年では「短い」との回答となっているが、理由を回答した 8 事業者中 3 事業者が「設備更新型 ESCO 事業」による設備更新部に係る費用を国の機関が負担する場合は、事業期間は 10 年でも事業化可能としていること
 - 上記 3 事業者以外の 2 事業者についても、設備更新等の場合は 10 年では事業成立が困難であることから、延長が必要との回答であること
- ESCO 事業者に対する調査によると、ESCO 事業が進展しない要因として「事業期間が長くリスクが高い」とする意見が約 2 割あげられていること

(2) 債務負担年限の見直しの必要性に関する考え方

こうした状況を踏まえると、設備更新型 ESCO 事業について調達者に広く説明するとともに、その普及促進を図ることにより、債務負担年限の延長すべきとする事業者の要望に対応することが可能と考えられる。また、これまでのフィージビリティ・スタディの事例を勘案すると、国庫債務負担年限を変更し、延長することによって、ESCO 事業の導入が促進される可能性は低いものと見込まれる。

以上から、設備機器の更新を伴う場合にあっては、設備更新型 ESCO 事業の導入可能性の検討を行うこととすれば、現段階において、国庫債務負担年限を延長する必要性は低く、現行のとおり 10 箇年度とすることが適当と考えられる。

2. 省エネルギー改修事業の定義の変更の必要性に関する考え方

環境配慮契約法に係る契約類型の追加、見直し等の参考とするため、例年どおり提案募集を実施したところ、ESCO事業に関連する提案として、以下の定義の変更に関する提案が寄せられた。このため、省エネルギー改修事業の定義に変更の必要性に関する考え方について、本専門委員会の考え方をとりまとめることとする。

(1) ESCO事業に関する提案の概要

環境配慮契約法第5条第2項第3号における(ア)「省エネルギー改修事業(ESCO事業)」に係る定義を変更し、(イ)「省エネルギーサービス事業」としてはどうか

(ア)「省エネルギー改修事業」

「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等(以下この号において「設計等」という。)に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう。」

(イ)「省エネルギーサービス事業」

「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料、水、維持保全等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等(以下この号において「設計等」という。)を包括的に行うとともに、当該設計等により得られる削減額を保証する事業をいう。」

(2) 定義の変更の必要性に関する考え方

ESCO事業は、省エネルギー改修を実施し、保証された光熱水費の削減額ですべての事業費を賄うものであり、新たな財政負担を伴わない事業であることから、提案内容(「省エネルギーサービス事業」)は、ESCO事業の前提となる考え方とは異なっている。

このため、省エネルギー改修事業(ESCO事業)の定義の変更は不要と考えられる。